

酒々井町学校施設整備方針策定業務委託仕様書

1. 件名

酒々井町学校施設整備方針策定業務委託

2. 目的

全国的な人口減少に伴い、酒々井町の児童生徒が減少する状況下において、酒々井町の小・中学校の老朽化が進行しており、早期の老朽化対策が必要な状況となる中、老朽化対策として、学校施設の改修、改築を実施する際には、将来的な酒々井町を取り巻く社会状況の変化を見極めつつ、今後の児童・生徒数の推計、学校の適正規模、適正配置の検討、これからの学校教育に対応した施設、設備等の整備方針の検討等が必要となっている。

本業務は、酒々井町の小中学校の現状や児童生徒数の将来推計等に基づき、学校施設の老朽化対策を実施するにあたっての基本的な整備方針を取りまとめることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和7年3月10日まで

4. 業務内容

(1) 学校施設の現状把握と課題の整理

- 児童生徒数の実数および推計、学校規模および配置、各学校の教室棟の数および配置、施設の状況等について、現状における課題を抽出する。
- 児童生徒数および学級推計については、長寿命化改修後30年以上使用することを想定した期間について実施する。推計は、概ね40年後（2065年）まで行う。

(2) 学校施設の適正規模、適正配置の考え方の検討

- 児童生徒数および学級推計の結果および酒々井町が策定した各種計画等を見据えた今後の開発の動向等並びに酒々井町の教育方針を踏まえ、町の学校施設の適正規模、適正配置に関する基本的な考え方を検討し整理する。

(3) これからの教育内容を見据えた課題の抽出と対応策の整理

- 学校規模や配置、通学距離、教育上の課題等を踏まえ、これからの教育内容を見据えた、良好な教育環境の確保、教育の質を向上させることが期待される具体的な手法等について、その効果や課題等の把握、比較等を整理する。

(4) 既存小中学校の老朽化対策における学校施設整備方針の検討

- 上記(1)から(3)および「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（令和4年3月 文部科学省）」の内容を踏まえた、既存小中学校の老朽化対策における学校施設整備方針を検討し取りまとめる。

(5) 教育環境等に関するアンケート調査の実施

- 教育委員会が実施する地域、学校関係者（保護者・教職員等）に対する教育環境等に関するアンケート調査について、設問設定、データ集計、分析等について助言を行うとともに報告書として取りまとめる。

(6) 各種検討会議の運営支援

- 学校施設整備方針の検討に関する各種検討会議の資料作成、運営等を支援するとともに、議事録の作成を行う。なお、会議開催回数については別途協議するものとする。
- 検討会議に要する費用は委託費の中に含めるものとする。

(7) 打ち合わせ協議

- 本業務に関する協議は、検討会議の開催等の時期に必要な応じて、対面および Web 等で実施するものとする。
- 上記のほか、発注者からの求めに応じ随時、電話・メール等で協議を行う。
- 打ち合わせ協議の記録簿を作成し提出する。

5. 成果物

(1) 成果品

- | | |
|---------------------|------|
| ① 業務報告書 | 3 部 |
| ② 酒々井町学校施設整備方針 | 50 部 |
| ③ 酒々井町学校施設整備方針（概要版） | 10 部 |
| ④ 本業務成果品の電子データ | 1 式 |

(2) その他

- 第三者が既得している権利以外の成果品は、すべて本町に帰属するものとする。
- 成果品の納品後、受託者の責による内容等の不備または誤謬が認められる場合には、受託者の負担により速やかに成果品の訂正を行わなくてはならない物とする。

6. 支払方法

当町は、受託者から当該業務の請求書を受領した翌月末までに支払うものとする。

ただし、業務受託者は請求書を提出する前に、本町からの業務完了検査を受けなくてはならない。

7. その他の留意事項

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意を持って業務を遂行

すること。

- (2) 受託者は、業務の進捗状況および内容を定期的に報告し、発注者との綿密な連絡調整を図り業務を遂行すること。
- (3) 受注者は、本業務に関するプロポーザルの提案内容を踏まえ、発注者と協議のうえ、業務計画書を作成し、承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、本業務により知り得た個人情報を、他の業務に使用し、または第三者に提供してはならない。
- (5) 本業務により得られた資料や学校施設情報等については、本町の承諾なしには、公表または目的外使用してはならない。
- (6) 成果品作成時に第三者の著作権に係る事項が発生した場合には、受託者が処理するものとする。
- (7) 契約書、仕様書に定めのない事項または疑義を生じた場合には、発注者と協議のうえ適正に処理するものとする。